

## 特別養護老人ホーム市原園ご利用者の皆様へ

### 1)基本施設介護料単位数一覧

①

	利用料金 単位数	日常生活継続支援 加算単位数	看護体制加算 II 単位数	合計単位数
要介護 1	638単位	46単位/1日	13単位/1日	697単位/1日
要介護 2	705単位			764単位/1日
要介護 3	778単位			837単位/1日
要介護 4	846単位			905単位/1日
要介護 5	913単位			972単位/1日

※ 看護体制加算(Iイ) 1日 6単位 ⇒ 看護体制加算(IIイ) 1日 13単位へ変更

※ 新加算の介護職員等特定処遇改善加算の新規取得 加算 I 2.7%加算の追加

※ 日常生活継続支援加算・地域区分加算・介護職員処遇改善加算は変更ありません。

※ 食費、滞在費の負担限度額の制度やその他の費用については、変更ありません。

### ②その他の費用

- ・ 居住費 1日 2,006円 ・ 食事の提供費用 1日 1,392円
- ・ ユニット活動費 1日 100円
- ・ 私物家電製品電気代 1品目 1日 50円
- ・ 散髪 1,500円、顔そり 500円など
- ・ 預り金管理費 月額 1,000円

・ 居住費、食費には負担限度額の制度があります。

負担限度額一覧表 (日額)

対象者区分		居住費	食費
第1段階	・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者	820円	300円
第2段階	・ 市町村民税世帯非課税であって、合計所得金額と課税年金収入額の合計が年額80万円以下の方	820円	390円
第3段階	・ 市町村民税世帯非課税で第2段階該当以外の方(年金80～266万円)	1,310円	650円
第4段階	・ 上記以外の方	2,006円	1,392円

### 【お問い合わせ先】

千葉県市原市万田野 732 番地 6

社会福祉法人 昭和村

特別養護老人ホーム 市原園

TEL 0436-96-1148 (佐久間、大曾根、緒形 まで)

## 令和元年10月からの特別養護老人ホーム市原園 利用料金の計算例

- ・介護職員処遇改善加算 1 は 8.3%
  - ・介護職員等特定処遇改善加算 1 は 2.7%
  - ・市原市の地域区分上乗せ 4.5%
- (地域区分上乗せ 4.5%とは、1 単位 10 円が基準ですが上乗せ 4.5%で 1 単位が 10.45 円計算となります。)

### 《計算例》

(要介護 3、負担割合 1 割の方の場合で 30 日間利用と設定した場合)

#### (1) 基本施設介護料単位数

- ① 要介護 3 は 1 日 778 単位
- ② 日常生活支援加算 1 日 46 単位
- ③ 看護体制加算 II イ 1 日 13 単位
- ④ 合計 1 日 837 単位
- ⑤ ④の単位数に対して処遇改善加算の上乗せ分  $8.3\% = 69$  単位(小数点以下四捨五入)  
 $837 \times 0.083 = 69.47$
- ⑥ 新加算 特定処遇改善加算 加算 I 上乗せ分  $2.7\% = 23$  単位(小数点以下四捨五入)  
 $837 \times 0.027 = 22.59$
- ⑦ ⑥までの合計単位数( $837+69+23=929$ ) 929 単位(1 日当たりの基本施設利用料単位数)
- ⑧  $929 \text{ 単位} \times 30 \text{ 日} = 27,870 \text{ 単位}$
- ⑨  $27,870 \text{ 単位} \times 10.45 \text{ 円} = 291,241 \times 0.1 = 29,125 \text{ 円}$ (小数点以下繰り上げ)
- ⑩ 以上、要介護 3、負担割合 1 割の方の基本施設利用料本人負担額は 29,125 円

※要介護 3 で負担割合が 2 割の方の場合は  $291,241 \times 0.2 = 58,249 \text{ 円}$ (小数点以下繰り上げ)

※要介護 3 で負担割合が 3 割の方の場合は  $291,241 \times 0.3 = 87,373 \text{ 円}$ (小数点以下繰り上げ)

(2) 居住費、食費については、各市町村による負担限度額制度があり、各市町村に負担限度額認定の申請をすると、前ページの負担限度額一覧表による軽減制度が適用されます。

上記の要介護 3、負担割合 1 割の方の場合で、**所得段階が 2 段階で 30 日間利用**と設定した場合

食費 本人負担額 1 日 390 円

居住費 本人負担額 1 日 820 円

$(390 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 11,700 \text{ 円}) + (820 \text{ 円} \times 30 \text{ 日} = 24,600 \text{ 円}) = \underline{36,300 \text{ 円}}$ (30 日間の負担額)

**要介護 3、負担割合 1 割、所得段階は 2 段階の方が 30 日間利用と設定した場合の合計額は、(1)⑩の 29,125 円 + 食費、居住費の負担額 36,300 円の合計 65,425 円**となります。

この金額に、以下の項目が利用に応じて加算されます。

- ・ユニット活動費 1 日 100 円
- ・私物家電製品電気代 1 品目 1 日 50 円
- ・散髪 1,500 円、顔そり 500 円など
- ・預り金管理費 月額 1,000 円